

組合員の皆様の財産承継に

農中信託銀行の 遺言信託

管理コース



遺言の効用

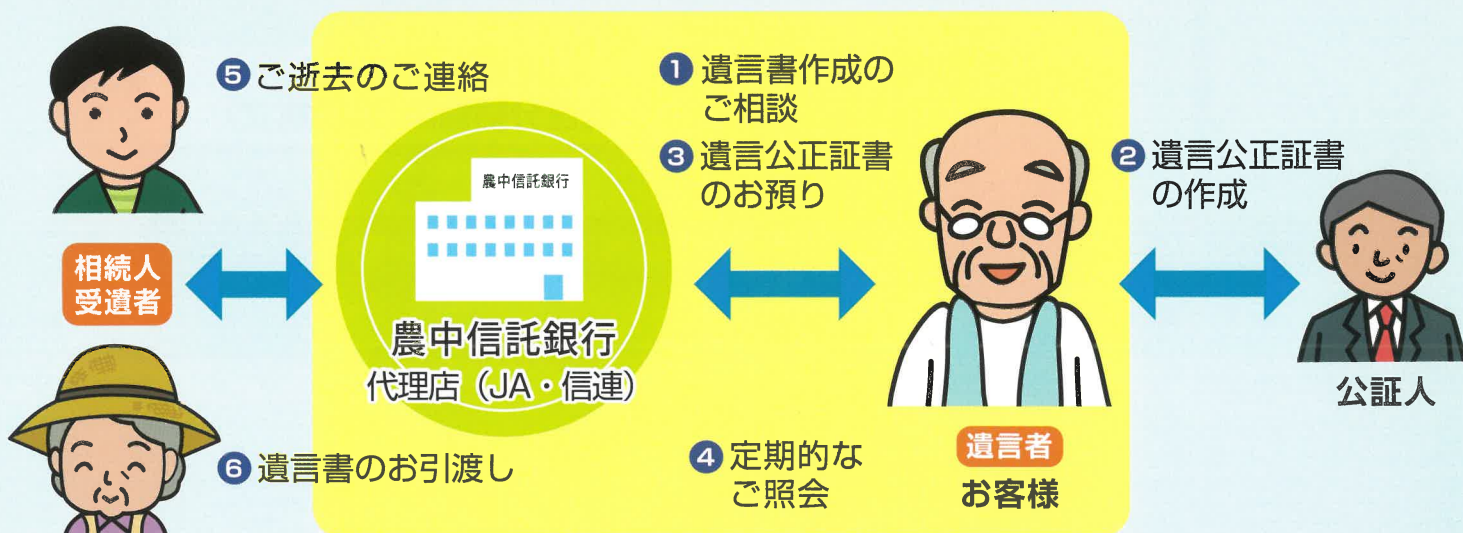
- ・財産を円滑に後継者に承継させたい。
 - ・先祖代々の農地の細分化を避けたい。
 - ・配偶者が安心して老後を過ごすようにしたい。
 - ・子供がいないので兄弟姉妹と配偶者の遺産分割協議を避けたい。
 - ・相続人以外の方にも財産を贈りたい。
- ※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

お引受できる 範囲

- ・信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。
 - ・農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。
- ※身分に関する事項についてはお受けすることができません。

管理コースのしくみ

遺言作成のご相談から遺言書のお引渡しまで



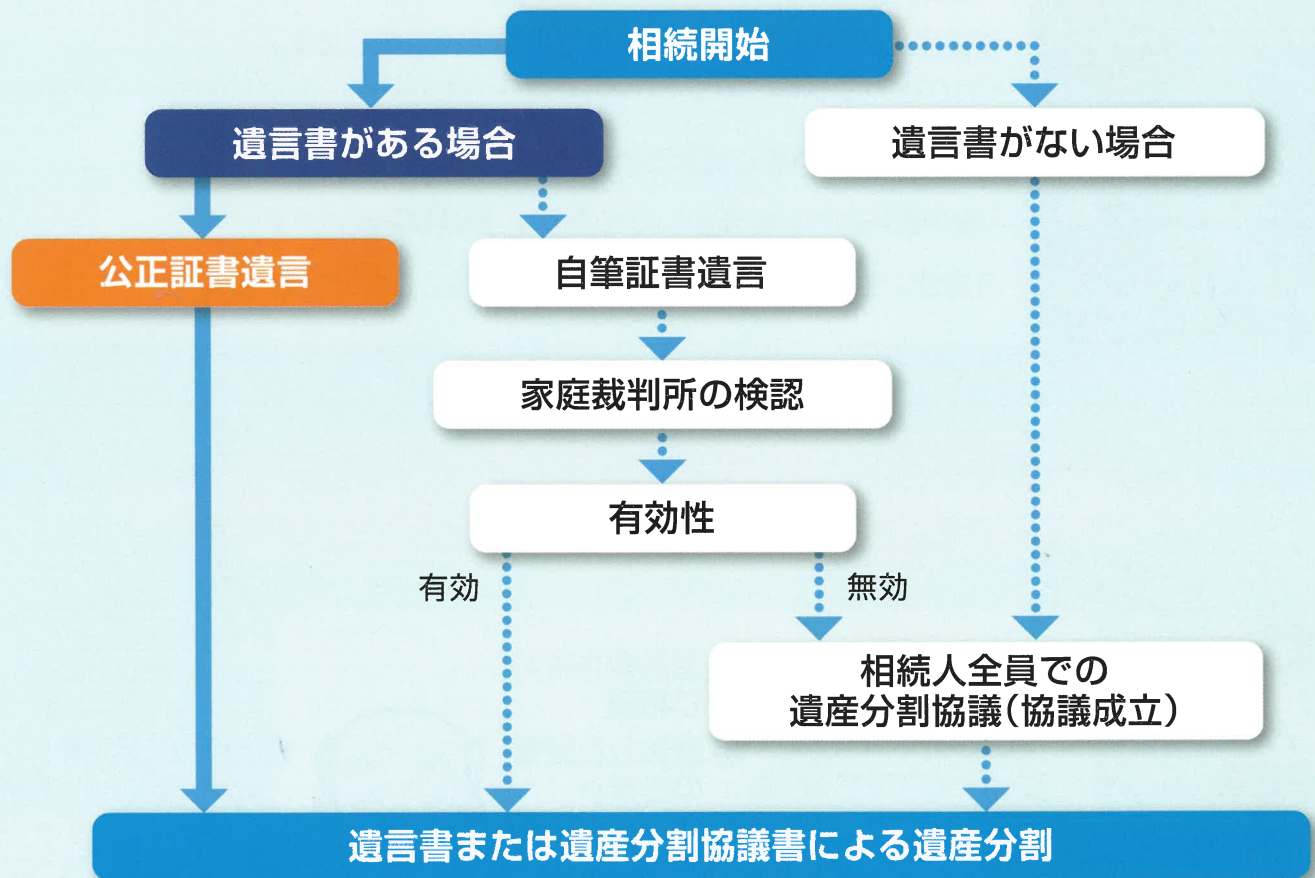
◆遺言書保管契約時

- ・取扱手数料として…………… 165,000円 (消費税等10%込み)
- ・変更取扱手数料として…………… 55,000円 (消費税等10%込み)
(当社でお預りしている遺言書の内容を変更する場合)

◆次の諸費用はお客さまのご負担となります。

- ・戸籍謄本等お取り寄せ費用
- ・遺言公正証書作成の公証人手数料 など

相続開始後の遺産分割の流れ



遺言信託代理店



金融課
TEL 059-354-8866

資産管理課
TEL 059-354-8890

資産管理課 桑名事業所
TEL 0594-22-9851

※当代理店が行なう遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。